

留学生交流支援制度（長期派遣）実施規程を次のように定める。

平成21年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

## 留学生交流支援制度（長期派遣）実施規程

### （目的）

第1条 この制度は、我が国から諸外国に所在する大学（以下「留学先大学」という。）へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、教育研究活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、「長期派遣留学生」とは、修士又は博士の学位を取得するために留学（ダブルディグリー・プログラム等の複数学位制度による留学を含む。）する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程の間、本制度により教育研究活動に対する支援を受ける者をいう。

### （支援の対象者）

第3条 この制度により、支援の対象となる者は、日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者とする。

### （資格及び条件）

第4条 この制度により、長期派遣留学生として支援を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 留学期間終了後、大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

イ 留学期間終了後、国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

ウ 留学期間終了後、その他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

(2) 募集年度の4月1日現在の年齢が、別に定める年齢である者

(3) 原則として、大学を卒業し学士の学位を有している者

(4) 留学期間開始時に、大学、企業等に常勤・非常勤を問わず雇用されていない

者

- (5) 留学先大学での主たる使用言語の語学能力が、別に定める水準以上である者
- (6) 学業成績が、別に定める水準以上である者
- (7) 留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない者

- (8) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
- (9) その他理事長が必要と認める条件を満たす者

(支援の内容)

第5条 機構は、長期派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（以下「奨学金等」という。）を支給する。

- 2 奨学金等は、単年度毎に支給する。ただし、修士の学位を取得するコースは2年以内、博士の学位を取得するコースは原則3年を限度として更新することができる。（選考方針等の決定）

第6条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、別に設置する留学生交流支援制度（長期派遣）実施委員会（以下「委員会」という。）に諮り、この制度に係る選考方針及び選考基準等を審議のうえ決定する。

(長期派遣留学生留学計画等の提出)

第7条 この制度に基づき、長期派遣留学生としての支援を希望する我が国の大学の長（以下「大学長」という。）は、長期派遣留学生の留学計画等について、別に定める関係書類を取りまとめたうえ、理事長に提出するものとする。

(留学計画等の審査)

第8条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、別に設置する留学生交流支援制度（長期派遣）審査会において、第6条により決定された選考方針及び選考基準等に基づき、前条により提出のあった留学計画等を審査のうえ、長期派遣留学生候補者を決定する。

(長期派遣留学生の決定及び通知)

第9条 理事長は、前条により審査された留学計画等に基づき、委員会に諮り、前条により決定された候補者を審査のうえ、長期派遣留学生としての採否を決定し、大学長に通知する。

(奨学金等の支給)

第10条 長期派遣留学生に対する奨学金等の支給は、別に定める方法により、大学を通じて行う。

(留学状況の報告)

第11条 大学長は、長期派遣留学生から、留学期間中6か月に一度及び留学期間終了後速やかに、次の各号に定める報告を受けるものとする。

- (1) 留学期間中6か月に一度 学習・研究状況に関する報告
- (2) 留学期間終了後 学習・研究成果に関する報告

- 2 大学長は、前項により受けた報告を取りまとめたうえ、別に定める関係書類によ

り、理事長に報告するものとする。

(事務処理)

第12条 この制度に係る事務は、留学生事業部国際奨学課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第44号)

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。